

法務省民二第770号
民商

平成23年3月25日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長
法務省民事局商事課長

オンラインにより登記事項証明書等の交付の請求があった場合に当該登記事項証明書等を専用の私書箱を利用して交付する取扱いについて(通知)

標記については、「オンラインにより登記事項証明書等の送付の請求があった場合に当該登記事項証明書等を専用の私書箱等を利用して交付する取扱いについて」(平成20年6月18日付け法務省民二・民商第1725号当職通知)等に基づき、登記事項証明書、電磁的記録に記録された地図等の情報の内容を証明した書面、電磁的記録に記録された土地所在図等の情報の内容を証明した書面又は概要記録事項証明書(以下「登記事項証明書等」という。)のオンラインによる送付の請求が資格者代理人(司法書士及び土地家屋調査士をいう。以下同じ。)からされた場合において、請求情報と併せて「送付先を私書箱とする」旨等の情報が提供されたときは、当該請求に係る登記事項証明書等を請求のあった登記所に用意した専用の私書箱等を利用して交付する取扱いを行っているところです。

今般、不動産登記規則等の一部を改正する省令(平成23年法務省令第5号。以下「改正省令」という。)が本日公布され、改正省令による改正後の不動産登記規則(平成17年法務省令第18号。以下「不登規則」という。)第194条第3項(不登規則第200条第4項及び第201条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)、商業登記規則(昭和39年法務省令第23号。以下「商登規則」という。)第101条第1項第2号(他の法令において準用する場合を含む。)及び動産・債権譲渡登記規則(平成10年法務省令第39号。以下「譲登規則」という。)第24条第2項の規定により、オンラインにより交付の請求がされた登記事項証明書等を登記所で受け取ることで済むこととされたことから(この改正の施行期日は、本年4月1日とされています。)、
日以降は、登記事項証明書等を専用の私書箱を利用して交付する取扱いの対象となる登

[Redacted]

記事項証明書等の交付の請求は、登記事項証明書等を登記所で受領する旨のほか、「交付先を私書箱とする」旨を請求情報又は請求書情報の内容としてされた専用の私書箱を利用する資格者代理人が行うオンラインによる登記事項証明書等の交付の請求とします。

この登記事項証明書等を専用の私書箱を利用して交付する取扱いにおいては、請求人である資格者代理人は、登記事項証明書等の交付を受けるに当たり、「法務大臣の定める情報」（改正省令による改正後の不登規則第197条の2）又は「法務大臣の定める書面」（改正省令による改正後の商登規則第107条第5項（他の法令において準用する場合を含む。）、譲登規則第28条第5項）を登記所に提供し、又は提出することを要しないものとします。

なお、登記手数料令等の一部を改正する政令（平成23年政令第20号。以下「改正政令」という。）が本月16日に公布され、本年4月1日から施行されることとなり、オンラインにより登記事項証明書等の交付の請求をする場合の手数料として、送付を求める場合の手数料とは別に、登記所で交付を受ける場合の手数料が定められました（改正政令による改正後の登記手数料令（昭和24年政令第140号）第3条第1項、第2項及び第4項第5号）が、登記事項証明書等を専用の私書箱により交付する取扱いに係る請求については、この登記所で交付を受ける場合の手数料の規定が適用されます。

おって、本件については、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会に連絡しましたので、その旨を申し添えます。